



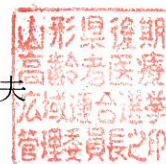
選管告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 6 第 1 項で準用する第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 86 条第 1 項及び第 291 条の 6 第 2 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数を合算した数）は、次のとおりである。

平成 27 年 3 月 4 日

山形県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員長 細谷 伸夫



選挙権を有する者の 50 分の 1 の数 18,828 人

選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万から 80 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数を合算した数 217,675 人

広域連合議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数を合算した数）

選挙区名	直接請求に必要な選挙権を有する者の数
第 1 区（村山地区）	142,813 人
第 2 区（最上地区）	22,354 人
第 3 区（置賜地区）	59,905 人
第 4 区（庄内地区）	79,249 人